

専決処分の報告について（直営清掃車両による
ごみ収集作業中に発生した事故に係る示談処理）

1 事故の発生

令和2年10月17日（土）午前8時20分頃、区の清掃車両が国道17号線
線上路側車線（板橋区清水町36番1号付近）を走行中、前方にトラックが
停車していたため右側に寄って通過したところ、さらにその前方に停車中の
軽自動車脇車道側に居た相手方の右腕に清掃車両左サイドミラーを接触させ、
通院を要する傷害を負わせた。

（事故現場付近図と事故状況図は裏面）

- 2 損害の程度 （1）相手側 人的損害（右上腕打撲傷）
物的損害なし
（2）区側 なし

- 3 示談の相手方 区内在住 男性

- 4 損害賠償額 150,480円

- 5 示談成立日 令和2年12月19日（土）

- 6 示談の処理 本件の示談金として金150,480円を支払う。
保険会社を通じて、相手方よりこの事故に関する何らの債
権債務が存しないことを確認し、今後一切の請求をしない旨
の承諾書（免責証書）の提出を受け示談した。

- 7 支 払 賠償額は、自動車損害賠償責任保険から支払われる。

8 事故防止策の実施

緊急ミーティング及び職場内研修を開き、注意喚起を行うとともに事故
原因の分析及び再発防止策を検討した。また、事故惹起者を対象とした事
故現場を再現しての「安全運転再教育講習」及び清掃車両運転手を対象と
した志村警察署による「交通安全運転実技講習会」を実施した。

同時に、板橋西清掃事務所に事故情報を提供し、今後とも清掃事務所全
体として事故の発生防止に努めていく。

①事故現場付近図



②事故状況図

